

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第14号

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成25年新潟県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(大学院等派遣研修費用) 第3条 条例第2条第3項に規定する規則で定める費用（以下「大学院等派遣研修費用」という。）は、次に掲げる費用とする。 (1) (略) (2) 大学院等派遣研修に係る大学院等の課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の大学院の課程（ <u>同法第104条第7項第2号</u> の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程をいう。以下この条において同じ。）に在学して当該大学院等の課程を履修するために当該大学院等の課程を置く大学等（同法に基づく大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。）に対して支払う費用 (3) (略)	(大学院等派遣研修費用) 第3条 条例第2条第3項に規定する規則で定める費用（以下「大学院等派遣研修費用」という。）は、次に掲げる費用とする。 (1) (略) (2) 大学院等派遣研修に係る大学院等の課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の大学院の課程（ <u>同法第104条第4項第2号</u> の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程をいう。以下この条において同じ。）に在学して当該大学院等の課程を履修するために当該大学院等の課程を置く大学等（同法に基づく大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。）に対して支払う費用 (3) (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則第3条第2号に規定する大学院の課程には、この規則による改正前の同号に規定する大学院の課程（学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められていたものに限る。）を含むものとする。